

環境と金融に関する懇談会

UNEP FI から見た新しい流れ



2006年4月6日 / 環境省

国連環境計画・金融イニシアティブ
特別顧問 末吉竹二郎

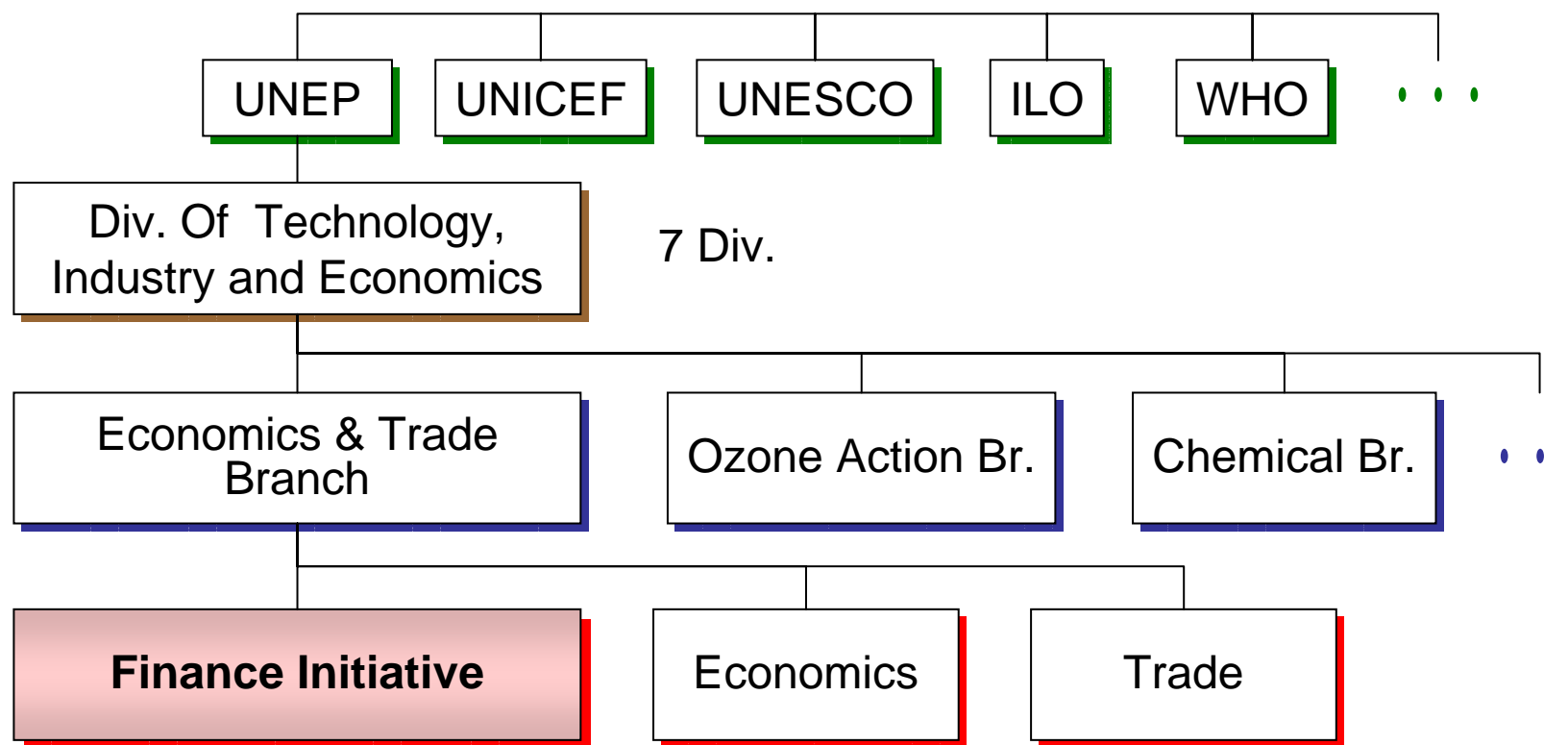
1 . UNEPとUNEP FI

国連環境計画と金融イニシアティブ

- 1972年 国連人間環境会議/
ストックホルム「人間環境宣言」 UNEP発足
- 1992年 リオ地球サミット
UNEP FIの始まり
- 1997年 京都議定書
- 2000年 UNEP FIフランクフルト会議(第6回)
- 2002年 UNEP FIリオ会議(第7回)
ヨハネスブルグ地球サミット
- 2003年 UNEP FI東京会議(第8回)
- 2005年 UNEP FIニューヨーク会議(第9回)

【参考】国連組織内の位置づけ

United Nations Organization



2. 気候変動Gr.の活動

(目的)

- CC 防止への金融の役割を探る
- CC のもたらす影響を広く認識させる
- CC 防止のための金融の具体的行動を促す

(オピニオンペーパー)

- 2002年 「気候リスクと世界経済」
- 2004年 「排出権取引」、「再生可能エネルギー」
- 2005年 「クリーン開発メカニズム・CDM」
「気候政策の将来」

3 1 . 責任投資原則 (P R I)

The Principles for Responsible Investment

< 機関投資家のための投資原則 >

アナン事務総長の提唱を受け、UNEP グローバルコンパクトが推進

「環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)を投資決定などに反映させるのは重要だ」

「投資決定や保有する株式の権利行使に当たって、ESGをどう考慮するかについてのガイドライン」

(参考) PRIが生まれた背景

1. UNEP FI・資産運用WGのMateriality Report (2004年6月)
2. 国連と機関投資家との関係強化
3. 気候変動問題への危機感

3 2 . P R I の内容発表

4月27日 アナン事務総長がNYSEで詳細発表
(年金中心)

5月2日 パリ証券取引所で発表

5月初め 東京でも

4. 新しい受託者責任

The Future Fiduciary

「ESG を投資判断に反映させる事を法律違反と信じることは間違いだ」

「多くの場合、ESG を考慮しない事こそ機関投資家にとって法律違反になる」

2005年10月レポート

Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所

5 1 . 米国金融機関の新しい環境方針

< Citigroup >

- エコシステムを保全しつつ、20億の人々を貧困から救い出し、経済成長を遂げるのが地球社会の課題だ。
- Citiは広くその政策や事業計画を駆使して、環境、貧困、そして経済の3つの地球的課題に取り組んでいく。

< Bank of America >

- B of Aの環境政策は「銀行の健康はその地域や社会の健康に依存している」との信念の上に立っている。
- 我われは世界の偉大な企業のひとつとして認められたい。そのためには、世界が直面する大きな課題の解決にリーダーとして取り組む責任があることを理解している。

5 2 . 米国金融機関の新しい環境方針

< JPM Chase >

- 我われは、環境、社会などの非財務的要因と財務的優先事項のバランスをとることは、良き企業市民としての基本と考える。
- わが社の方針や事業が現代だけでなく、将来の人々の生活に影響を及ぼす事をよく認識している。それ故、環境破壊や社会的問題を起こさぬよう努めることは、環境や社会へ貢献できるチャンスなのである。

< Goldman Sachs >

- GSは健康な自然環境は、社会、人々そしてビジネスにとって不可欠と信じる。そしてそれは持続可能で強い経済の基礎である。
- 我われは、環境保全への責任を深刻に受け止め、世界の金融界のリーダーとして、環境が直面する課題解決に取り組むべきと信じている。
- 気候変動、エコシステムの劣化などへの市場を通じた解決策を提供するためにGSの人材、資本、その他の能力の全てを使う。

おわりに

日本の金融界への期待

- グローバルな視点
- 社会へのメッセージ